

# 埼玉医科大学短期大学学則

(昭和63年12月22日制定)

改正	平成元年	4月 1日	平成 2年	4月 1日
	平成 4年	4月 1日	平成 5年	4月 1日
	平成 8年	4月 1日	平成 9年	4月 1日
	平成11年	4月 1日	平成12年	4月 1日
	平成15年	4月 1日	平成17年	10月 1日
	平成18年	3月 1日	平成18年	4月 1日
	平成19年	4月 1日	平成20年	4月 1日
	平成21年	4月 1日	平成24年	4月 1日
	平成27年	4月 1日	平成30年	3月24日
	平成30年	11月24日	令和 2年	3月30日
	令和 3年	5月29日	令和 5年	11月25日
	令和 6年	3月30日	令和 7年	5月28日
			令和 8年	6月17日

## 目 次

- 第1章 総則
- 第2章 修業年限及び在学年限
- 第3章 学年度、学期及び休業日
- 第4章 入学
- 第5章 教育課程及び履修方法
- 第6章 休学・復学・転学・退学及び除籍
- 第7章 卒業及び学位
- 第8章 賞罰
- 第9章 入学金、授業料その他の費用
- 第10章 専攻科
- 第11章 職員組織
- 第12章 教授会
- 第13章 研究生
- 第14章 補則
- 附 則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 埼玉医科大学短期大学(以下「本学」という。)は、教育基本法及び学校教育法に従い、医療技術に関する高度の理論と技能を教授研究し、あわせて豊かな教養と人格を備えて、ひろく国民の保健医療の向上に寄与することのできる医療技術者を育成することを目的とする。

2 本学は、前項の目的のほか、第2条第1項に規定する本学に設置する看護学科及び専攻科の人材養成その他教育研究上の目的を次の各号のとおり定める。

#### (1) 看護学科の目的

看護専門職として、看護に関する専門的知識と技術の教育研究活動を通じ、生命に対する深い畏敬の念とそれに基づく確かな看護観を持ち、また、教養ある社会人として、豊かな人間性と良識をもって積極的に社会に貢献できる看護師を養成すること。

#### (2) 専攻科の目的

看護基礎教育を基盤として、母子看護学に関する教育研究活動を通じ、専門的知識と技術を深く身につけ、社会に貢献できる助産師を養成すること。

3 本学は、前2項の目的及び使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その趣旨に即して適切な項目を設定し、かつ、体制を整えるよう努めるものとする。

(学科及び学生定員)

第2条 本学に、看護学科及び専攻科を置く。

2 前項の学科の定員は、次のとおりとする。

学 科 名	入学定員	収容定員
看 護 学 科	70名	210名
専 攻 科	20名	20名

ただし、専攻科に関し必要な事項は、第10章に別に定める。

## 第2章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第3条 本学の修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第4条 学生は、6年を超えて在学することができない。ただし、第12条第1項の規定により入学した者は、同条第2項により定められた修業すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

## 第3章 学年度、学期及び休業日

(学年度)

第5条 学年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年度を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 埼玉医科大学短期大学創立記念日 5月4日

(4) 春季休業 4月1日から4月10日まで

(5) 夏季休業 7月20日から8月31日まで

(6) 冬季休業 12月25日から翌年1月8日まで

(7) 学年度末休業 3月20日から3月31日まで

2 学長が必要と認める場合は、前項各号の休業日を変更し、若しくは臨時に休業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。

## 第4章 入学

(入学の時期)

第8条 入学の時期は学年度の始めとする。ただし、再入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 専門学校の高等課程(修業年限3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(8) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認

めた者

(入学の出願)

第10条 本学に入學を志願する者は、本学所定の書類に入學検定料30,000円を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法及び提出すべき書類については、別に定める。

(入学者の選考)

第11条 前条の入學志願者については、学力検査、人物考査及び出身校長の調査書により選考を行う。

(再入學)

第12条 本学に再入學を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当学年次に入學を許可することがある。

2 前項の規定により入學を許可された者のすでに履修した授業科目及び修得した単位の取扱い並びに修業すべき年数については、教授会の意見を聴いて学長がこれを決定する。

(入學等の手続及び入學許可)

第13条 第11条及び前条の選考により合格した者は、所定の期日までに、別に定める入學金その他の学納金を添えて、誓約書その他本学所定の書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に入學を許可する。

## 第5章 教育課程及び履修方法

(教育課程及び必要単位数)

第14条 本学の学科における授業科目及びその単位数並びに卒業に要する単位数は、別表1及び別表2に定めるところによる。

2 学生は、各学年次ごとに定められた授業科目を履修しなければならない。

3 前項の履修及び試験に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第15条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とすること。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とすること。

(3) 卒業研究等の授業科目については、別に定める授業をもって1単位とすること。

(履修届)

第16条 学生は、毎学期の始めに履修しようとする授業科目を届け出なければならない。

2 前項の届出をしない授業科目は、履修することができない。

(単位の授与)

第17条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を授与する。

(履修科目の登録の上限)

第18条 学生が各学年次にあわせて適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

2 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生は、別に定めるところにより、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(成績の評価)

第19条 試験等の成績の評価は、S・A・B・C・Dをもって表わし、S・A・B及びCを合格とする。Dは不合格とする。

2 前項の評価は、次の各号に規定する区分ごとに当該各号に掲げる点数によって定める。

(1) S 90点以上

(2) A 89点～80点

(3) B 79点～70点

(4) C 69点～60点

(5) D 60点未満

3 前項各号に規定する評価の点数は、授業の方法及び内容並びに1年間の授業計画に明示する成績評価方法を成績評価基準に従って適切に算出するものとする。

(既修得単位の認定等)

第20条 他の短期大学、大学等(以下「短期大学等」という。)を卒業又は中途退学し、新たに本学の第1学年次に入学した者が当該卒業又は中途退学した短期大学等において修得した単位(以下「既修得単位」という。)については、教育上有益と認めるときは、教授会の意見を聴いて学長が本学において修得したものとしてこれを認定することができる。

2 前項の単位の認定は、短期大学設置基準(昭和50年文部省令21号)の定める単位を超えない範囲で行う。

3 既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

## 第6章 休学・復学・転学・退学及び除籍

### (休学)

第21条 疾病その他やむを得ない事由により引き続き3か月以上修学できない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病により修学が不適当と認められる者に対しては、学長は教授会の意見を聴いて、休学を命ずることができる。

### (休学期間)

第22条 休学期間は、その学年度を超えることはできない。ただし、特にやむを得ない事由があると認められるときは、更に翌学年度内に限り延長することができる。

2 休学期間は、通算して3学年度を超えることができない。

3 休学期間は、第4条に規定する在学年限に算入しない。

### (復学)

第23条 休学期間中であってもその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

### (転学)

第24条 他の大学に転学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

### (退学)

第25条 学生が退学しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

### (除籍)

第26条 次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を聴いて、学長が除籍する。

(1) 第4条に定める在学年限を超えた者

(2) 第21条に定める休学期間を超えて、なお修学できない者

(3) 故なくして、3か月以上授業料その他の学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 死亡した者

(5) 長期間にわたり行方不明の者

## 第7章 卒業及び学位

### (卒業及び学位)

第27条 本学に3年(第12条の規定により入学した者については、同条第2項の規定により定められた修業すべき年数)以上在学し、各学科所定の授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業した者に対して、卒業証書及び埼玉医科大学短期大学学位規則(平成17年11月21日制定)の定めるところにより、短期大学士の学位を授与する。

## 第8章 賞罰

### (表彰)

第28条 学生として表彰に価する行為があった者は、教授会の意見を聴いて、学長がこれを表彰する。

### (懲戒)

第29条 本学の学則その他諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類はその軽重に応じ、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 第9章 入学金、授業料その他の費用

(入学金、授業料等の額)

第30条 本学の入学金、授業料等の額は、次のとおりとする。

入 学 金	入学時 300,000円
授 業 料	年額 700,000円
実験実習費	年額 200,000円
施設設備費	年額 200,000円

(授業料等の納入)

第31条 授業料等は、所定の期日までに納入しなければならない。ただし、願出により2期に分納することができる。

2 授業料等は、休学中であっても徴収する。ただし、事情により減免することができる。

3 退学、除籍又は懲戒退学の場合における授業料等は、その納期に属する分はこれを徴収する。

4 学長は、第20条の規定により認定した既修得単位について、授業料等の減免をすることができる。

5 授業料等は、留年となった場合であっても、当該学生が在学する年次の額を徴収する。

第32条 入学金、その他既納の授業料等は返還しない。

ただし、入学時については、所定の期日までに申し出た場合に限り入学金以外のものは返還する。

第33条 授業料等の納入の時期その他の細目については、別に定める。

## 第10章 専攻科

(目的及び学生定員)

第34条 本学に、専攻科を置く。

2 専攻科は、短期大学看護学科における教育を基礎とし、その目的を踏まえて、母子看護学に関する専門知識及び技術を教授指導し、医療技術に優れ、社会に貢献できる助産師を養成することを目的とする。

3 専攻科の課程、入学定員及び修業年限は、次のとおりとする。

課 程	入学定員	修業年限
母子看護学専攻	20名	1年

(在学年限)

第35条 学生は、2年を超え在学することができない。

(入学資格)

第36条 専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学等の看護に関する学科を卒業した者

(2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者で、その最終の課程において看護に関する課程を修了した者

(3) その他本学において第1号に規定する者と同様以上の学力があると認める者

(入学時の手続及び入学許可)

第37条 第11条の選考により合格した者は、所定の期日までに、別に定める入学金その他の学納金を添えて、誓約書その他本学所定の書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(授業科目)

第38条 専攻科における授業科目及びその単位数は、別表3及び別表4に定めるところによる。

(休学期間)

第39条 専攻科の休学期間は、通算して1年を超えることができない。

2 前項の休学期間は、第35条に定める在学年限に算入しない。

(修了)

第40条 専攻科に1年以上在学し、この学則に定める授業科目を履修し単位を修得した者に対して、

教授会の意見を聴いて、学長が修了を認定する。

2 学長は、修了を認定した者に対して修了証書を授与する。

(入学金、授業料等の額)

第41条 専攻科の入学金、授業料等の額は、次のとおりとする。

入 学 金	300,000円
授 業 料	800,000円
実験実習費	300,000円
施設設備費	300,000円

(転科)

第42条 削除

(準用)

第43条 専攻科については、この章に定めるもののほか、第5条から第8条まで、第10条及び第11条、第15条から第19条まで、第21条、第23条から第26条(第1号を除く。)まで、第28条及び第29条、第31条から第33条まで並びに第44条から第50条までに定めるところによる。

### 第11章 職員組織

(職員)

第44条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、その他必要な職員を置く。

(学長)

第45条 学長は、理事会の議を経て、理事長が任命する。

2 学長は、本学の校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(副学長)

第46条 本学に、副学長を置くことができる。副学長は、本学の教授をもって充てる。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(学科長、専攻科長、教務主任及び研究主任)

第47条 本学に、看護学科長及び専攻科長を置き、本学の教員をもって充てる。

2 本学に、教務主任及び研究主任を置くことができ、専任教員のうちから学長が選出する者をもって充てる。

3 学科長及び専攻科長は、学長の職務を助け、校務を処理する。

4 学科長及び専攻科長の任期は、原則として2年とし再任を妨げない。

5 教務主任は、学科の教務に関する業務を処理する。

6 研究主任は、学科の研究の推進及び統括に関する業務を処理する。

7 第1項及び第2項に規定する役職者の選任については、別に定める。

### 第12章 教授会

(教授会)

第48条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、学長が招集し、その議長となる。

3 教授会の組織及び運営については、別に定める。

(審議事項等)

第49条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること。

(2) 学位の授与に関すること。

(3) 前2号の掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

### 第13章 研究生

(研究生)

第50条 専門科目につき研鑽を希望する者があるときは、教育研究上支障のない場合に限り、研究

生としてこれを許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第14章 補則

(補則)

第51条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

##### 附 則

この学則は、昭和63年12月22日に制定され、平成元年4月1日から施行する。

##### 附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、平成元年度入学生については、改正後の規定にかかわらず、従前の規定による。

##### 附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、平成2年3月31日現に在学する学生については、改正後の規定にかかわらず、従前の規定による。

##### 附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、平成4年3月31日現に在学する学生については、改正後の規定にかかわらず、従前の規定による。

##### 附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、平成5年3月31日現に在学する学生については、改正後の規定にかかわらず、従前の規定による。

##### 附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、平成8年3月31日現に在学する学生については、改正後の規定にかかわらず、従前の規定による。

##### 附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、平成9年3月31日現に在学する学生については、改正後の規定にかかわらず、従前の規定による。

##### 附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、平成11年3月31日現に在学する学生については、改正後の規定にかかわらず、従前の規定による。

##### 附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、平成12年3月31日現に在学する学生については、改正後の規定にかかわらず、従前の規定による。

##### 附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成15年3月31日現に在学する学生については、改正後の規定にかかわらず、従前の規定による。

##### 附 則

この学則は、平成17年10月1日から施行する。  
「第11条(入学者の選考)健康診断削除について」

##### 附 則

この学則は、平成18年3月1日から施行する。  
「第26条第2項の卒業証書・学位記について」

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成18年3月31日現に在学する学生については、改正後の規定にかかわらず、従前の規定による。  
「第29条、第40条の入学金及び授業料等の額について」

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。  
「第9条(入学資格)について」

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし第14条については、平成19年3月31日現に在籍する学生については、改定後の規定にかかわらず、従前の規定による。  
「第2条(学科及び学生定員)について」  
「第14条(看護学科の教育課程の変更)について」  
「第43条(職員)について」

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。  
「第1条(目的)について」  
「第2条(学科及び学生定員)について」  
「第29条(入学金及び授業料等の額)について」  
「第33条(目的及び学生定員)について」  
「第42条(準用)について」  
「第46条(学科長、専攻科長及び基礎教育主任並びに教務主任)について」  
「別表1(開設授業科目及びその単位数)について」  
(臨床検査学科関係部分を削除する。)  
「別表2(必要修得単位数)について」  
(臨床検査学科関係部分を削除する。)

附 則(平成21年4月1日)

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日)

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月24日)

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年11月24日)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表1(第11条関係)開設授業科目及びその単位数、別表2(第14条関係)必要修得単位数、別表3(第14条関係)開設授業科目及びその単位数並びに別表4(専攻科)必要修得単位数については、平成32年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月30日)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年5月29日)

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年11月25日)

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月30日)

この学則は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度に係る入学金から適用する。

附 則(令和7年5月28日)

1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。

2 改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、令和8年度及び令和9年度の看護学科の収容定員は、次のとおりとする。

年 度	令和8年度	令和9年度
収容定員	270名	240名

附 則(令和8年6月17日)

この学則は、令和8年6月17日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表 1 (第 1 4 条関係)

## 授業科目及びその単位数

&lt;看護学科&gt;

学科	区 分		授 業 科 目	単 位 数	
				必 修	選 択
看護学科	科学的思考の基盤	人間の理解	哲学		2
			心理学入門		2
			現代社会と心理学		1
			論理学の基礎		2
			文学		2
			生涯発達論	1	
	人間と生活・社会の理解	生活・社会の理解	社会学		2
			法学		2
			教育学		2
			統計学入門		2
	自然科学の理解	自然科学の理解	物理学の基礎		2
			化学の基礎		2
ヒトの生物学				2	
情報科学				2	
国際交流の基礎	国際交流の基礎	コミュニケーション英語Ⅰ	2		
		コミュニケーション英語Ⅱ		2	
		ドイツ語の基礎		2	
感性と創造	感性と創造	社会人基礎Ⅰ (野外活動)	1		
		社会人基礎Ⅱ (ボランティア活動)		1	
		健康スポーツ		1	
小 計			4	31	
人体の構造と機能	人体の構造と機能	人体の構造と機能Ⅰ	2		
		人体の構造と機能Ⅱ	2		
		生化学	1		
		微生物学	1		
		栄養学	1		
疾病の成り立ちと回復の促進	疾病の成り立ちと回復の促進	薬理学	1		
		病理学	1		
		疾病治療論Ⅰ	1		
		疾病治療論Ⅱ	1		
		疾病治療論Ⅲ	1		
		疾病治療論Ⅳ	1		
		疾病治療論Ⅴ	1		
		疾病治療論Ⅵ	1		
疾病治療論Ⅶ	1				

学科	区 分	授 業 科 目	単 位 数		
			必 修	選 択	
看 護 学 科	健康支援と 社会保障制度	公衆衛生学	2		
		社会福祉	2		
		関係法規	1		
		健康と運動	1		
		小 計	22		
	ライフサイクルと生活の場に応じた看護の方法	基礎看護学	看護概論	2	
			看護倫理	1	
			看護の方法Ⅰ（看護実践の基盤となる技術）	2	
			看護の方法Ⅱ（日常生活行動への援助技術）	2	
			看護の方法Ⅲ（看護過程の活用方法）	1	
看護の方法Ⅳ（病期的状態に応じた日常生活行動への援助技術①）			1		
看護の方法Ⅴ（病期的状態に応じた日常生活行動への援助技術②）			1		
看護の方法Ⅵ（看護過程を活用した日常生活行動への援助の方法）			1		
基礎看護実習Ⅰ（看護師の役割の理解）			1		
基礎看護実習Ⅱ（基本的欲求の状態に応じた日常生活行動への援助）			2		
地域・在宅看護学	地域・在宅看護学	地域・在宅看護概論	1		
		地域・在宅看護Ⅰ（地域で暮らす生活者の看護）	1		
		地域・在宅看護Ⅱ（地域で生活する療養者と家族への看護）	2		
		地域・在宅看護技術	2		
		地域・在宅看護実習Ⅰ（地域で暮らす生活者の理解）	1		
		地域・在宅看護実習Ⅱ（在宅療養者の看護）	2		
成人看護学	成人看護学	成人看護概論	1		
		成人看護Ⅰ（慢性期看護）	1		
		成人看護Ⅱ（周手術期看護）	1		
		成人看護Ⅲ（がん看護）	1		
		成人看護技術	2		
		成人・老年看護実習Ⅰ（急性期看護）	3		
		成人・老年看護実習Ⅱ（慢性期もしくは終末期看護）	3		
老年看護学	老年看護学	老年看護概論	1		
		老年看護（高齢者の心身機能の変化と生活機能を支える看護）	1		
		老年看護技術	2		
		老年看護実習Ⅰ（入院を必要とする高齢者の看護）	2		
		老年看護実習Ⅱ（多様な場で生活する高齢者の看護）	1		

学科	区 分		授 業 科 目	単 位 数	
				必 修	選 択
看 護 学 科	ライフサイクルと生活の場に応じた看護の方法	小児看護学	小児看護概論	1	
			小児看護 (発達段階と健康レベルに応じた子どもと家族の看護)	1	
			小児看護技術	2	
			小児看護実習Ⅰ (入院を必要とする子どもの看護)	1	
			小児看護実習Ⅱ (地域で生活する子どもの看護)	1	
	母性看護学	母性看護概論	1		
		母性看護 (周産期にある対象とその家族への看護)	1		
		母性看護技術	2		
		母性看護実習	2		
	精神看護学	精神看護概論	1		
精神看護Ⅰ (精神症状に応じた看護)		1			
精神看護Ⅱ (精神障害をもつ対象への看護)		2			
精神看護実習		2			
小 計			60	0	
看護の統合	看護管理	1			
	災害・救急看護	1			
	国際医療福祉事情		1		
	看護学セミナー	1			
	看護技術の統合	1			
	看護研究		1		
	統合実習	2			
小 計			6	2	
合 計			92	33	

別表2 (第14条関係)

## 必要修得単位数

&lt;看護学科&gt;

授業科目の区分		修得単位数
科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	人間の理解	3 単位
	生活・社会の理解	2 単位
	自然科学の理解	2 単位
	国際交流の基礎	4 単位
	感性と創造	2 単位
	人間の理解、生活・社会の理解、自然科学の理解、国際交流の基礎、感性と創造の中から選択	3 単位以上
小 計		16 単位以上
人体の構造と機能		7 単位
疾病の成り立ちと回復の促進		9 単位
健康支援と社会保障制度		6 単位
小 計		22 単位
ライフサイクルと生活の場に応じた 看護の方法	基礎看護学	14 単位(3)
	地域・在宅看護学	9 単位(3)
	成人看護学	12 単位(6)
	老年看護学	7 単位(3)
	小児看護学	6 単位(2)
	母性看護学	6 単位(2)
	精神看護学	6 単位(2)
看護の統合		7 単位以上(2)
小 計		67 単位以上(23)
合 計		105 単位以上

( ) は実習単位

別表3 (第38条関係)

## 授業科目及びその単位数

&lt;専攻科 母子看護学専攻&gt;

専攻	区分	授業科目	単位数	
			必修	選択
母子看護学専攻	基礎助産学	助産学概論	1	
		女性の基礎科学	1	
		母子の基礎科学	1	
		性行動科学	1	
		母性の心理・社会学	1	
		家族社会学	1	
		母子栄養学		1
		健康教育		1
		母子看護学研究Ⅰ	1	
		母子看護学研究Ⅱ		2
	小計		7	4
	助産診断・技術学	周産期の健康科学	1	
		妊娠期の助産診断・技術学	2	
		分娩期の助産診断・技術学	3	
産褥期の助産診断・技術学		2		
新生児期の健康科学		1		
新生児期の助産診断・技術学		1		
小計		10		
地域母子保健	地域母子保健学Ⅰ	1		
	地域母子保健学Ⅱ	1		
小計		2		
助産管理	助産管理	2		
小計		2		
臨地実習 助産学実習	周産期援助実習	3		
	分娩期援助実習	6		
	地域母子保健実習	1		
	助産管理実習	1		
	健康教育実習		1	
小計		11	1	
合計			32	5

別表4（第38条関係）

必要修得単位数

<専攻科 母子看護学専攻>

授業科目の区分	修得単位数
基礎助産学	7単位以上
助産診断・技術学	10単位
地域母子保健	2単位
助産管理	2単位
臨地実習／助産学実習	11単位以上
合計	32単位以上